

議第28号 呉市地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の不 均一課税に関する条例の制定について

1 制定の趣旨

地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項及び地域再生法（平成17年法律第24号）の趣旨に基づき、固定資産税の不均一課税を実施し、本市の地方活力向上地域における企業の地方拠点強化を推進し、本市の経済の活性化と雇用機会の創出を図るため条例を制定するものです。

2 条例の内容等

(1) 不均一課税の対象となる地域（地方活力向上地域）

旧市域の市街化区域，川尻・安浦地区の用途地域，音戸地区の都市計画区域，倉橋・下蒲刈・蒲刈・豊浜・豊地区の標高200メートル以下の地域が，広島県の地域再生計画において地方活力向上地域と定められています。

(2) 不均一課税の対象となる資産等

本店又は主たる事務所その他の地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資するものとして内閣府令で定める業務施設（工場を除く。以下「特定業務施設」といいます。）である以下の資産が対象となります。

特定業務施設	対象資産	対象資産のうち土地を除くものの取得価額の合計額	
事務所 調査・企画部門 情報処理部門 研究開発部門 国際事業部門 その他管理業務部門	家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地	中小事業者 中小企業者 中小連結法人	1,900万円以上
		その他	3,800万円以上
研究所又は研修所			

※ 事業者が本社機能の移転や拡充について定めた「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」について広島県知事からの認定を受けた日の翌日から2年以内に取得した対象資産が不均一課税の対象となります。

※ 土地については，その取得の日の翌日から起算して1年以内に，対象となる家屋又は構築物の建設の着手があった場合に限り，不均一課税の対象となります。

(3) 不均一課税の期間及び税率

固定資産税を課すべきこととなる最初の年度以後3か年度

ア 移転型事業（特別区（東京23区）にある特定業務施設を本市に移転して整備する事業）

初年度 0

第2年度 100分の0.35（1.4パーセントの4分の1）

第3年度 100分の0.7（1.4パーセントの2分の1）

イ 拡充型事業（特別区（東京23区）以外からの移転などにより本市にて特定業務施設を整備する事業）

初年度 0

第2年度 100分の0.467（1.4パーセントの3分の1）

第3年度 100分の0.933（1.4パーセントの3分の2）

3 施行期日

公布の日（平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用）

4 関係法令

- (1) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）
- (2) 地域再生法施行令（平成17年政令第151号）
- (3) 地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）
- (4) 呉市税条例（昭和25年呉市条例第33号）

5 第4次呉市長期総合計画との整合性

第5節 産業分野

第1項 工業

3 企業立地の推進

第4項 勤労者対策

1 雇用の安定